

やまぐち森林づくり推進協議会

＝第3回会議資料＝

平成20年2月21日

山口県農林水産部森林企画課・森林整備課

《資料内容のお問い合わせ先》
山口県農林水産部森林企画課流域管理推進班
(担当者) 江藤純嗣、山本富夫
(電話番号) 083-933-3464

目 次

◆ 平成20年度事業計画

1 平成20年度事業費について p.1
2 平成18年度事業費剰余金の取り扱いについて p.1
3 平成20年度事業計画について p.2

平成20年度事業計画

1 平成20年度事業費について

平成20年度やまぐち森林づくり県民税の税収見込み額は4億19百万円である。この他、平成18年度事業費余剰金などを合わせた4億32百万円が20年度事業費として予定している。

(単位：千円)

区分	平成20年度 ①	平成19年度見込②	増減額(①-②)
税収見込額 (a、注1)	419,000	421,374	▲2,374
市町徴収取扱費 (b、注2)	-	2,255	▲2,255
剰余金等 (c、注3)	13,047	3,784	9,263
事業費 (a-b+c)	432,047	422,903	9,144

(注1) 平成20年度と平成19年度の税収見込額の差は、個人県民税の徴収率等による。

(注2) 平成18年度税制改正により、個人県民税の徴収取扱費の算定の基準が従前の「税収入額×7%」から「納税義務者数×3,000円（19、20年度は4,000円）」に見直され、平成19年度課税分（6月）からは、森林づくり県民税に係る市町徴収取扱費は不用となっている。

(注3) 平成18年度県民税の収支で生じた剰余金（12,638,679円）と平成18年度竹繁茂防止緊急対策事業地における返還金（407,206円）を合算したもの。

2 平成18年度事業費剰余金の取り扱いについて

平成18年度事業費余剰金13百万円については、事業の緊急性や市町からの事業要望が多い竹繁茂防止緊急対策事業に全て充当し、繁茂竹林の整備を行うこととした。

(竹繁茂防止緊急対策事業に全て充当する理由)

- (1) 竹繁茂防止緊急対策事業は、当初、17年度、18年度の2年間のみ実施することとしていたが、市町からの要望も多く、19年度においても剰余金等を活用して68ヘクタールの新規整備を行った。整備に対する県民からの評価も高く、剰余金等によるさらなる整備が望まれる状況である。
- (2) 事業施行箇所は、水源地や公共施設、住宅地の周辺など、県民の身近な生活の場に位置するものが比較的多いことから、緊急性も高く、また、税関連事業の県民に対するPR効果が高い。

- (3) 県民の関心も高い事業であることから、市町等からの事業要望が多く、緊急に整備を必要とする箇所も存在している。
- (4) 平成20年度に新たな竹の全伐を追加しても、税制度（納稅時期の関係）上、6年目の税収が見込めるため、次年度以降3年間の再生竹除去についても対応が可能である。

3 平成20年度事業計画について

(1) 全体概要

当初計画に基づき、荒廃したスギやヒノキの人工林の再生を目指す「公益森林整備事業」、繁茂した竹林の整備を行う「竹繁茂防止緊急対策事業」など4つの森林整備ハード事業と本事業の展開に不可欠である県民の理解促進を図るためのソフト事業として「県民との協働による百年の森づくり推進事業」を実施することとしている。

（金額単位：千円）

区分	平成20年度 事業計画	平成19年度 実績見込み	5年間の 整備目標	
健全で多様な森林づくりの推進（ハード事業）				
公益森林整備事業	整備面積 事業費	600ha 303,000	570ha 286,000	2,500ha
竹繁茂防止緊急対策事業	整備面積 再生竹除去 面積 事業費	36ha 393ha 89,047	68ha 324.85ha 96,903	300ha
やすらぎの森整備事業	整備箇所 事業費	3箇所 30,000	3箇所 30,000	15箇所
魚つき保安林等 海岸林整備事業	整備面積 事業費	2ha 5,000	2ha 5,000	10ha
県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業）				
県民との協働による 百年の森づくり推進事業	事業費	5,000	5,000	—
事業費計		432,047	422,903	

(2) 公益森林整備事業

水源のかん養や県土保全など森林の持つ多面的な機能の早期回復が求められる荒廃したスギやヒノキの人工林を対象に、本数率で40%以上を伐採し、針葉樹・広葉樹の混じり合った混交林への誘導を図る。



《平成20年度事業概要》

実施計画		実施方法	
整備予定面積	事業費	事業主体等	負担区分
600ha 〔平成19年度 570ha〕	千円 303,000	(事業主体) 森林所有者等 (事業内容) 所有者との協定に基づき 40%以上の強度の間伐を実施	(県) 10/10

【対象となる森林】緊急に多面的機能の回復を図る必要のあるダム上流や河川源流域等の人工林。

(3) 竹繁茂防止緊急対策事業

繁茂竹林等を対象に竹の伐採と、再生竹の除去による継続的な管理を行うことにより、繁茂竹林の広葉樹林等への転換を図る。



《平成20年度事業概要》

実施計画		実施方法	
整備予定面積	事業費	事業主体等	負担区分
36ha (再生竹の除去) 393ha 〔平成19年度 68ha (再生竹の除去) 325ha〕	千円 89,047	(事業主体) 県 (事業内容) 繁茂拡大した竹の伐採及び再生竹の除去	(県) 10/10

【対象となる森林】公共施設や身近な生活の場などの周辺で、森林の持つ機能を低下させている放置竹林。

(4) やすらぎの森整備事業

広く県民が森林とふれあえる場となる生活に身近な森林の整備等を実施することにより、豊かな森林づくりや税事業への理解を促進する。



《平成20年度事業概要》

実施計画		実施方法	
整備予定箇所数	事業費	事業主体等	負担区分
3箇所 〔平成19年度 3箇所〕	千円 30,000	(事業主体) 県 (事業内容) 森林景観整備、林内歩道の整備等	(県) 10/10

【対象となる森林】生活環境保全林など県民の憩いの場となることが期待される森林。

(5) 魚つき保安林等海岸林整備事業

身近な生活環境の保全と良好な景観を保持するため、荒廃が著しい魚つき保安林等の海岸林の整備に取り組む。



《平成20年度事業概要》

実施計画		実施方法	
整備予定面積	事業費	事業主体等	負担区分
2ha 〔平成19年度 2ha〕	千円 5,000	(事業主体) 県 (事業内容) 機能の低下の見られる保安林での簡易施設整備や植栽等	(県) 10/10

【対象となる森林】松くい虫や台風被害等自然災害により被害を受け、緊急に整備を要する海岸の保安林。

(6) ハード事業の実施スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公益森林整備事業												
竹繁茂防止緊急対策事業												
① 竹の伐採												
② 再生竹の除去												
やすらぎの森整備事業												
魚つき保安林等 海岸林整備事業												

(注) 今後、市町の要望量調査を行い、事業配分等について推進協議会の意見を聴いて着手。

(7) 県民との協働による森林づくりの推進（ソフト事業）

周知啓発については、一定の成果がみられることから、引き続き県民への一層の周知を図る必要がある。

税導入後4年目を迎える20年度においては、これまでの取り組み実績も活かし、イベントの開催や広報、パブリシティを積極的に活用した効果的な周知活動を実施し、税の導入目的や税制度の内容などのさらなる周知に取り組むこととしたい。

具体的には、次表に示す取り組みを予定しているが、この取り組みに当たっては、やまぐち森林づくり推進協議会をはじめとする幅広い県民の皆様のご意見を反映しながら進めることとしたい。

また、「やまぐち森林づくりフェスタ」においては、開催地は未定ではあるものの、10月下旬を目途に開催することとしたい。

事業計画の内容

1 県民税関連事業として実施する事業

(1) 「やまぐち森林づくりフェスタ」の開催

森林の重要性や整備の必要性、これを支える森林づくり県民税の新たな取組みについて、県民の共通理解を得るために中核となる周知啓発行事として開催（10月下旬）。また、地域行事を連携開催（9月～11月）。



(2) 広報ツールの作成

- ① ニュースレターの発行
- ② やまぐち森林づくりレポートの作成・公表
- ③ イベントや集会等で活用できるパネルの作成
- (3) モデル林等を活用した現地視察会の開催等
- (4) やまぐち森林づくり推進協議会の開催
(開催回数：3回程度)



2 広報活動

- (1) 県政放送等（県広報誌「ふれあい山口」の活用、県HP、新聞広報等）
- (2) 市町、森林組合広報誌などへの掲載
- (3) 県・市の施設やイベント等におけるパネル展示
- (4) きらら物産・交流フェアなどのイベントに合わせた周知活動



3 その他

- (1) プレスリリースなどを積極的に対応し、引き続きパブリシティを通じた周知を促進する。
- (2) 県政世論調査による周知度の測定等を行い、周知活動に反映する。